



森林経営管理制度の進捗状況と 林地流動化の現状

——第35回森林組合アンケート調査結果から——

主任研究員 安藤範親

はじめに

当研究所では、森林組合の事業や経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資することを目的として、森林組合に対するアンケート調査を毎年実施している。対象組合は全国各地の百組合前後であり、継続的に回答していただいている。

本稿は、2023年2月～3月に実施した「第35回森林組合アンケート調査」の結果から、「調査対象組合の概況」に加え、19年度からの継続調査項目である「森林経営管理制度と森林環境譲与税」への対応状況および、「森林組合の林地流動化・取得の状況」について紹介する。

1 調査対象組合の概況

回答99組合の平均像（21年度概数）は、管内森林面積約5万3千ha（うち組合員所有林2万4千ha）、正組合員3,667人、内勤職員18人、直接雇用現業職員34人である。これらの指標は、林野庁の森林組合統計における全国組合の平均より概ね1.3～1.7倍程度大きい（第1表）。既往調査（2017年度

以降）と比較すると、組合職員数のうち内勤職員数は、平均18人で、過去5年間に大きな変化はない。他方、直接雇用現業職員数は34人で、17年度の40人から減少している。これは現業職員数のうち造林担当職員の減少傾向が続いているためである。

アンケート対象組合における財務状況については、21年度の経営部門別取扱高が前年度に比べ全ての部門で増加した（第2表）。また、経営収支は販売と加工の2部門の利益が増加した一方で、森林整備部門の利益が減少している。事業利益は53百万円、経常利益55百万円、税引き前当期利益は57百万円とそれぞれ前年度の利益の倍以上を記録した。

その背景として、21年春のウッドショックで木材価格が大きく上昇し販売価格が上

第1表 対象組合の概況(2021年度)

(単位 ha、人)

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	52,509	0.57	40,482	1.3
組合員所有林	23,856	0.68	17,183	1.4
組合員数	3,667	1.06	2,325	1.6
内勤職員数	18	0.78	11	1.7
直接雇用現業職員数	34	1.12	22	1.6

資料 全国組合は「令和3年度森林組合統計」(林野庁)

(注) 1 全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数(事務員を除く)。

2 変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第2表 森林組合の取扱高と経営収支
(1組合あたり)

(単位 千円、%)

		20年度	21	前年度比 増減率
取扱高	指導	4,937	5,186	5.0
	販売	225,659	266,270	18.0
	加工	282,496	365,721	29.5
	森林整備	382,663	384,285	0.4
	事業総利益	165,822	203,374	22.6
収支	うち指導	69	△34	△149.2
	販売	43,944	63,006	43.4
	加工	15,638	50,597	223.6
	森林整備	112,381	110,300	△1.9
	事業管理費	143,820	150,678	4.8
	事業利益	22,002	52,695	139.5
	経常利益	25,181	55,409	120.0
	税引前当期利益	26,019	56,511	117.2

資料 各組合の総代会資料
 (注) 回答組合は95。ただし「うち加工」については、加工取
 扱いはある54組合の平均。前年度比は今年度回答組合
 の前年度値と比較。

があったことがあげられる。前回アンケートの20年度は、コロナ禍の緊急事態宣言発令などを受けた住宅着工戸数の減少などにより木材需要が減少し、加工部門が減収減益であった。対照的に21年度は米国で住宅需要が急増した影響を受けて世界的に木材価格が上昇した。その結果、21年度は製材業者や建材問屋など木材関連事業者が軒並み好業績となり、組合も同様に好調であった。

21年度の素材生産量については、10,000m³以上の組合が回答組合全体の69%であった。比較対象として、令和3年度森林組合統計より全国組合の素材生産量別組合数をみると、10,000m³以上の組合の割合は40%であ

る。このように本アンケートの対象組合は、全国組合と比較して素材生産量が多い組合の割合が高い。また、21年度の1組合あたりの素材生産量は、23,391m³と前年度を上回った(第3表)。素材生産量に占める主伐の割合は前年度から上昇し54%となっている。

2 森林経営管理制度と森林環境譲与税について

18年5月に森林経営管理法が成立したことを受けて、第32回調査以降、組合管内の主要市町村(注1)における森林経営管理制度に関する事業の実施状況と森林環境譲与税の用途について伺っている。

(注1) 管内に複数の市町村がある場合は、主要な市町村1つ(例えば、森林面積が最も大きい、組合の事務所が存在する等)について回答。

(1) 森林経営管理制度に関する事業の実施状況

組合管内の主要市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況について尋ねた。第1図のとおり、各設問項目は、経営管理意向調査の準備作業から経営管理集積計画を定めるまでの流れに沿った内容としている。その結果、まず「1. 森林経営管理制度の業務はまだ始まっていない」

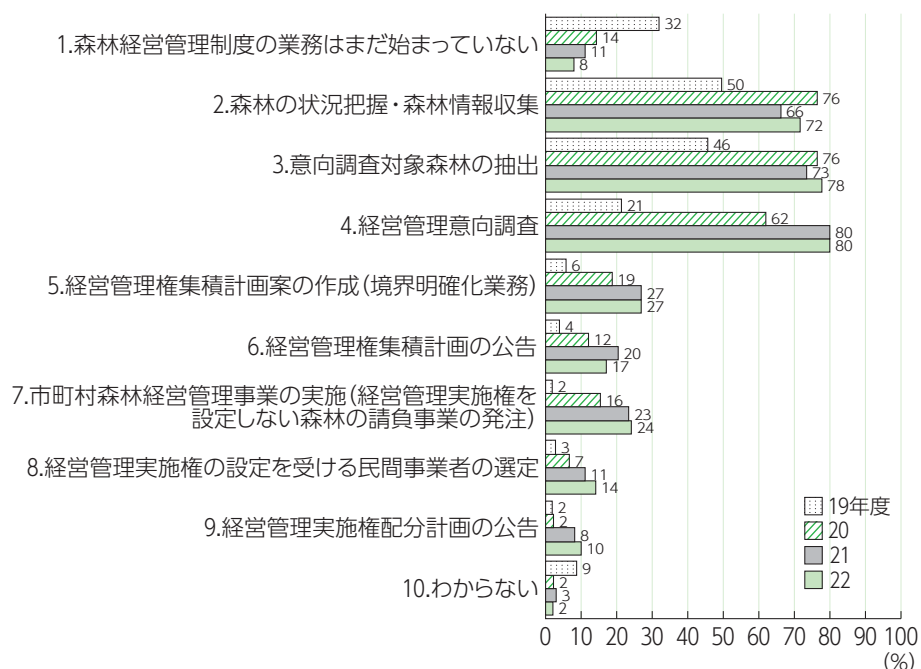
第3表 1組合あたり素材生産量の推移

(単位 m³、%)

	15年度	16	17	18	19	20	21
素材生産量	20,790	21,578	21,419	23,616	23,856	22,447	23,391
うち主伐	9,372	9,735	9,554	12,001	11,890	11,178	12,684
主伐割合	45	45	45	51	50	50	54

(注) 1組合あたりの素材生産量は、各年度の回答組合の平均値。

第1図 組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況
(複数回答)



が8% (21年度11%) と、制度の運用がまだ開始されていない地域が前年度から低下した。具体的な進捗については「2. 森林の状況把握・森林情報収集」が72% (同66%)、「3. 意向調査対象森林の抽出」が78% (同73%)、「4. 経営管理意向調査」が80% (同80%) と、7～8割の市町村が実施していると回答している。

また、「5. 経営管理権集積計画案の作成」が27% (同27%)、「6. 経営管理実施権配分計画の公告」が17% (同20%)、「7. 市町村森林経営管理事業の実施」が24% (同23%) と、経営管理に取り組む地域は前年度から横ばいとなっている。一方、「8. 経営管理実施権を選定する民間事業者の選定」が14% (同11%)、「9. 経営管理実施権配分計画の公告」が10% (同8%) と、さほ

ど多くないものの民間事業者に経営管理実施権の設定を行う割合が上昇したことがうかがえる。

(2) 森林経営管理制度のもとでの市町村事業に対する組合の対応状況

森林経営管理制度のもとでの市町村事業に対する組合の対応状況は、「制度実施以前の会議・打合せ等への参加」について「実施している」を選択した組合の割合が83% (21年度86%)、同様に「意向調査対象森林抽出への情報提供」の実施が76% (同67%)であった(第4表)。引き続き多くの組合で、何らかの会議・打合せ等が実施されているほか、情報提供されている。

次に、「意向調査業務の請負」の実施が60% (同51%) と前年度より割合が上昇した

第4表 森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

(単位 %)

		実施している	予定している	実施しない	わからない
制度実施以前の会議・打合せ等への参加	21年度 (n=98)	86	1	7	6
	22 (n=99)	83	3	6	8
意向調査対象森林抽出への情報提供	21 (n=98)	67	9	13	10
	22 (n=99)	76	5	12	7
意向調査業務の請負(※)	21 (n=98)	51	10	27	12
	22 (n=99)	60	3	26	11
境界明確化業務の請負(※)	21 (n=98)	22	17	26	35
	22 (n=99)	19	17	35	28
経営管理実施権を設定しない森林の事業請負	21 (n=98)	26	29	11	35
	22 (n=98)	30	21	15	34
経営管理実施権が設定された森林の経営	21 (n=98)	9	28	14	49
	22 (n=99)	10	30	17	42

(注) (※)は地域林政アドバイザーとして請け負う場合も含む。

一方で、「境界明確化業務の請負」の実施が19%（同22%）と低下し、実施しないが35%（同26%）と上昇した。境界の明確化には多大な時間と負担を要することなどから同業務を請け負うことが難しいと判断する組合も多いとみられる。また、「経営管理実施権を設定しない森林の事業請負」を実施しているが30%（同26%）と、これらの業務を請け負う組合の割合が前年度より上昇している。なお、事業の実施割合がまだ低い「経営管理実施権が設定された森林の経営」についての対応状況は、予定しているが30%、わからないが42%となっている。

(3) 森林環境譲与税の用途

組合に市町村の22年度の森林環境譲与税の用途について聞いたところ、多い順に「経営管理意向調査」が74%（21年度68%）、「経営管理意向調査の事前準備」が64%（同57%）、「森林整備」が62%（同63%）、などであった（第2図）。

同税は、森林の有する公益的機能の発揮

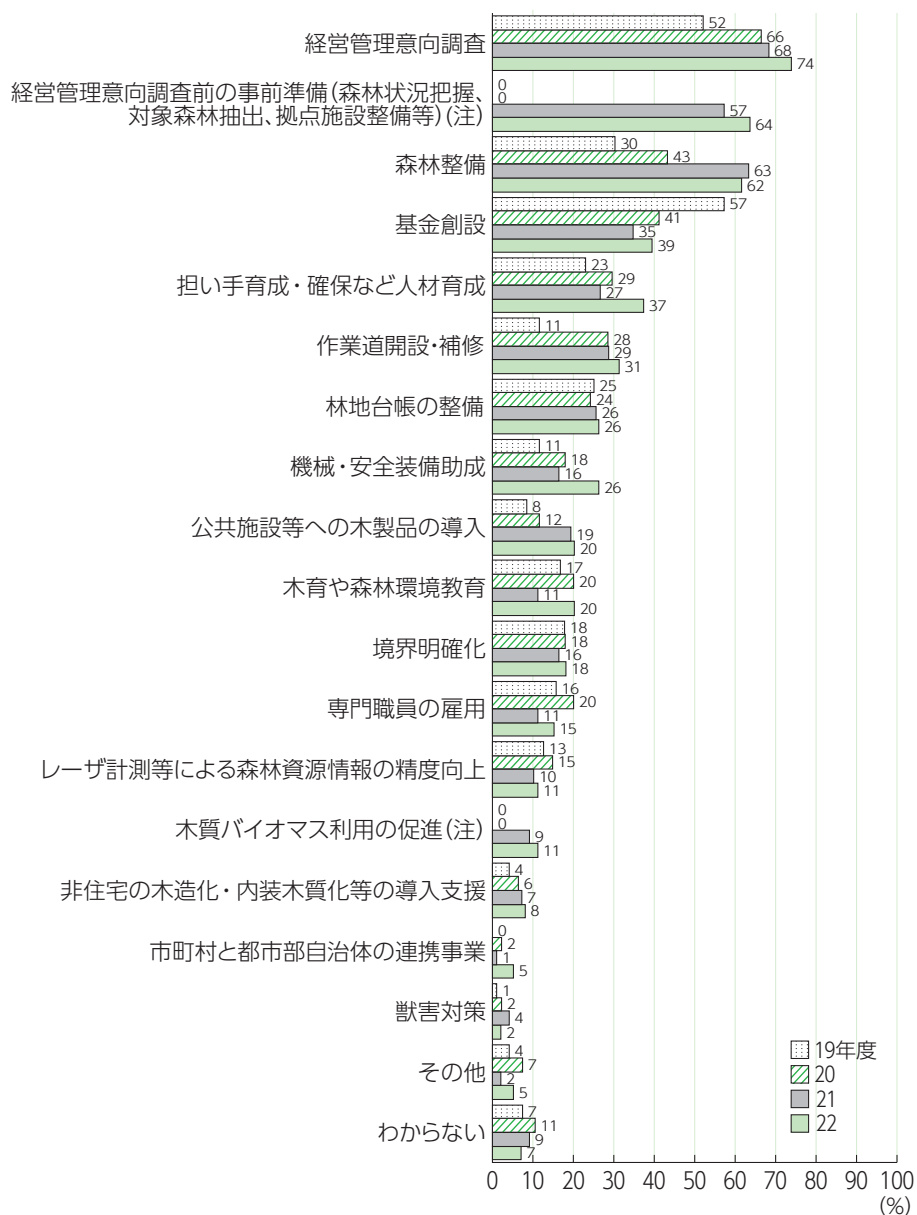
に向けた喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入とともに創設された。その用途として、「経営管理意向調査」といった森林経営管理制度の事業推進のために利用される割合が高まっているほか、「森林整備」や「作業開設・補修」などに利用されており、導入の目的に沿った利用が進んでいることがうかがえる。

また、「担い手育成・確保など人材育成」、「機械・安全装備助成」を用途とするのが前年度から10%上昇しており、林業従事者の確保のための教育や労働安全性の向上に力を入れる市町村が増えている。なお、「その他」は、竹林整備や道路支障木伐採などであり、地域特性に合わせた利用がなされている。

3 林地の流動化・取得の状況について

16年の改正森林組合法では、組合が自ら森林（林地を含む）を保有・経営する「森

第2図 市町村の森林環境譲与税の使途(複数回答)



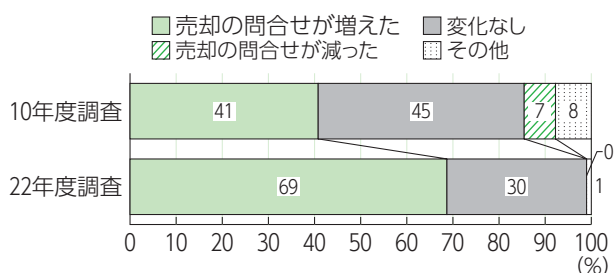
(注) 「経営管理意向調査前の事前準備(森林状況把握、対象森林抽出、拠点施設整備等)」と「木質バイオマス利用の促進」は21年度(第34回アンケート)より新たに設けた項目。なお、20年度は予定されている使途を含む。

林経営事業」の要件等を見直し、経営意欲の低下した森林所有者の森林等について組合が代わって森林経営を行えるようになった。近年の林地を含めた森林売却の動きと、それに対する組合の対応状況について伺った。

(1) 林地の売却問合せと購入引合い状況

森林所有者の管内の林地売却に関する問合せ状況は、第3図のとおり、22年度調査において「売却の問合せが増えた」が69%、「変化なし」が30%。「売却の問合せが減っ

第3図 過去2～3年の森林所有者の林地売却に関する
問合せ状況(単回答)

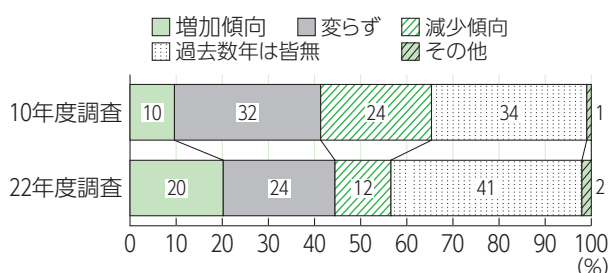


(注) 2022年度調査では、2010年度調査と同様の意図の設問と回答項目を設けたが、全く同じ設問・回答項目ではない点に留意する必要がある。2010年度調査の設問は、「管内森林所有者の林地売却の意向における、この2～3年の変化について」質問し、回答項目は「売却以降が強まった、変化なし、売却意向は弱まった、その他」としていた。

た」が0%と、7割弱の組合で問合せが増えている。なお、10年度調査では、売却を希望するに至った事情を質問しており、「後継者不在」が72%、「収益性悪化・経営意欲低下」が53%、「相続発生による資産処分」が19%の順であった。売却の問合せが増加した背景には、高齢化がさらに進展したことに加えて、ウッドショックによる立木価格の上昇などが、森林所有者の資産売却を前向きにさせたと考えられる。

一方で、林地売却に対する購入引合い状況については、第4図のとおり、22年度調査において「増加傾向」が20%、「変わらず」が24%、「減少傾向」が12%、「過去数年は皆無」が41%であった。

第4図 林地売却希望に対する購入引合い状況(単回答)



年は皆無」が41%であった。10年度調査と比較すると、「過去数年は皆無」が7%増加し全体の4割に達している。全国的には購入引合いが無くなる傾向にあるものの、「増加傾向」が10%増加している。地域別にみると北海道や近畿、中国地方で「増加傾向」が強まっている。

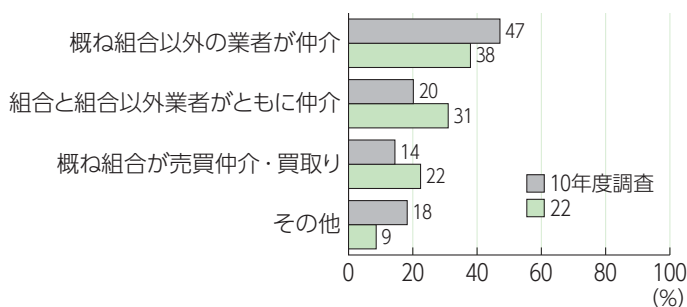
(2) 購入引合いの相手方の属性と売買 への関与・情報の把握状況

購入引合いの相手方としては、「管内の個人」が64%と最も多かった。続いて「管外の個人」が34%、「管内の法人・企業」が33%、「管外の法人・企業」が31%であった。この結果を、10年度調査と比較すると、購入引合いの相手方として「個人」と「法人・企業」の割合にはほとんど変わりがなかった。なお、10年度調査で回答のなかった「森林組合」が、22年度調査では16%あった(注2)。

次に、組合の林地売買への関与状況は、第5図のとおり「概ね組合以外の業者が仲介」が38%、「組合と組合以外業者がともに仲介」が31%、「概ね組合が売買仲介・買取り」が22%であった。10年度調査と比較すると、「概ね組合以外の業者が仲介」の割合が減った一方で、「組合と組合以外業者がともに仲介」、「概ね組合が売買仲介・買取り」の割合が増加した。林地売買に対する組合の関与が高まっていることが分かる。

しかしながら、組合以外の業者が行った林地売買に対する組合の把握状況としては、「概ね把握している」とする組合は、10年度

第5図 森林組合の林地売買への関与状況（単回答）



調査と同様に1割に満たない。大半の組合でほかの業者が行った林地売買の情報を把握できない状況に変わりはない。

(注2) 16年の改正森林組合法により、組合は自ら森林経営を行えるようになってきている。林地を購入した組合のうち、管内の林地売却に関する問合せ状況について「売却の問合せが増えた」と回答した組合が6割、組合による林地取得の現状について「組合員からの要請があれば林地取得を検討」と回答した組合が9割を占めた。組合が積極的に林地取得を行なっているわけではなく、組合員からの要請を受けて管内の森林や組合の経営状況を十分に検討した上で取得しているとみられる。

(3) 組合による林地売買の位置づけ

林地売買の組合事業としての位置づけについては、「林地供給・流動化を組合事業として位置づけ展開中」の組合は14%にとどまった。ただし、「組合事業として位置づけしていないが個別対応する」が44%と、全体の4割半ばの組合では事業として位置づけずに個別対応している。一方で、「組合では全く手掛けない」が38%と、林地売買を手掛けない組合も4割弱ある。

次に、組合自らによる林地取得については、「林地の取得は行っていない」が62%と過半を占める。その理由としては、「境界・所在の不明」や「小面積」、「名義問題」、「組

合の財務状況」、「更なる取得は困難」など、土地所有や組合経営の問題に関する内容があげられている。林地売却の問合せがあっても、組合が林地を購入することは容易ではないことが分かる。一方で、「組合員からの要請があれば林地取得を検討」が33%、「組合として積極的に林地取得を推進」が1%であった。

おわりに

今回の調査の柱は2つあり、第一に、森林経営管理制度と森林環境譲与税について伺った。19年にスタートした同制度も4年が経過したことで、「経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定」や「経営管理実施権配分計画の公告」が増加している。これより、市町村に委託された森林の経営管理が進んでいることがうかがえた。なお、譲与税については、政府が23年8月より、自治体間での税収の配分基準を見直し、山間部への配分を手厚くする方向で検討に入った。今後は、森林経営管理制度の事業推進のために同税がますます活用されると推測される。

第二に、林地の流動化・取得の状況について伺った。その結果、組合への林地の売却に関する問合せは増加している一方で、林地の購入引合いは弱まっている現状にあった。また、組合による林地取得については、「林地の取得は行っていない」が過半を占めた。

最後に、21年度はウッドショックによる木材価格の上昇で業況の良い組合が多かった。一方で、22年度以降は木材価格の下落や木材需要減少の影響により、業況が悪化すると見込まれる。木材需要に関しては、長期的な住宅着工戸数の減少傾向にあがなうことは難しいものの、製材品の国産材利

用割合の高まりや非住宅建築物における木材利用の広がりなどの追い風も吹いている。これらの風を増幅させていく取組みが望まれている。

(あんどう のりちか)

